

掛川市公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条及び第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により次のとおり公告し、当該土地改良事業に係る換地計画書を縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業に係る換地計画書について異議があるときは、平成29年8月8日までに掛川市にこれを申し出ることができる。

平成29年6月26日

掛川市長 松井三郎

1 土地改良事業の名称

上西郷御堂ヶ谷土地改良事業共同施行（上西郷地内）

2 縦覧場所及び異議の申出先

掛川市役所環境経済部農林課（郵便番号436-8650 掛川市長谷一丁目1番地の1）

3 縦覧期間

平成29年6月26日（月）から平成29年7月24日（月）まで（閉庁日及び職員の勤務時間外を除く。）